

# マリレジャー安全レポート

第33号(平成20年4月)

第七管区海上保安本部  
マリレジャー安全推進室  
TEL 093-321-2931  
E-mail:kyuunan-7@kaiho.mlit.go.jp



| 平成20年3月<br>プレジャーボート等<br>海難発生隻数 |    |
|--------------------------------|----|
| 合計                             | 8隻 |
| 衝突                             | 2  |
| 乗揚                             | 1  |
| 転覆                             | 0  |
| 浸水                             | 0  |
| 推進器障害                          | 2  |
| 舵障害                            | 0  |
| 機関故障                           | 1  |
| 火災                             | 0  |
| 爆発                             | 0  |
| 行方不明                           | 0  |
| 運航阻害                           | 1  |
| 安全阻害                           | 0  |
| その他                            | 1  |

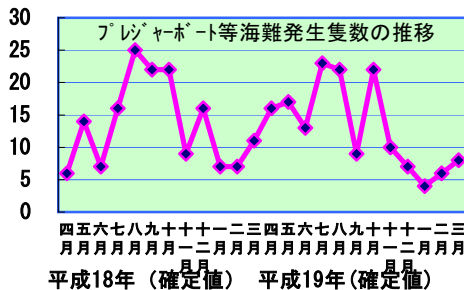
## 危険な行為は止めましょう!

萩市玉江漁港付近で、3月2日、萩市在住の中学生Aさん(14歳)とBさん(14歳)は、岸壁から釣りをしていましたが、あまり釣れないために、付近に係留していたボートを使うことを思いつき、近くに係留していた手漕ぎのボートに乗り込み、落ちていた板をオール代わりとし、午後3時30分頃から係留索を外して沖合いに出ました。午後4時30分頃2人は、ボートが次第に陸地から離れていくため、岸に戻ろうとしましたが、戻れず不安になったことから、Aさんが携帯電話で110番通報するとともに、陸地に向かって手を振って助けを求めました。散策していた人が沖合いに浮かぶボートから手を振って助けを求めている子供達に気づき、近くの玉江漁港に行き、漁具の手入れをしていた漁船の船長に救助を求め、漁船はすぐに出港して、2人が乗るボートに向かい、ボートに接触し、その後曳航して2人を無事救助しています。



### ～事故からの教訓～

事故者2名は岸壁からの魚が釣れなかったことから、係留していたボートに勝手に乗り込み、係留索を離し沖合いまで流され、救助を求めたものです。子供の危険な行為を認めたら、迷わず早めに注意してください。子供の事故を未然に防ぎましょう。



## ～海難審判庁裁決から～ 海難事故を防ぐために

### 1 概要

川港である某港の港口付近において、港内から出港し航行中のA丸(総トン数約9トン)と、釣りのため漂泊中のB丸(全長約6メートル)とが衝突し、A丸が船首部擦過傷、B丸が左舷中央部から右舷船尾部損壊、B丸船長が両下腿開放骨折等の怪我を負ったもの。

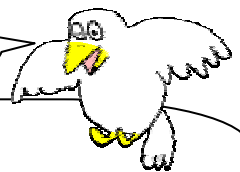
### 2 裁決主文

本件衝突は、A丸が動静監視不十分で、漂泊中のB丸を避けなかったことによって発生したが、B丸が動静監視不十分で、有効な音響による信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

受審人A丸船長を戒告する。

受審人B丸船長を戒告する。

教訓!!



漂泊、錨泊している船も見張りをしっかりしましょう。特に船の航行が多い航路筋や港口では気をつけてください。なお、B丸は汽笛等の設置は強制されていない船ですが、「音響信号器具(有効な音響による信号を行うことができる手段)」を積んでいなければなりません。多くの船は救命胴衣付属の笛などをこれにあてていると思いますが、最近では簡易式のアアホーン等も市販されていますので、御一考されてはいかがでしょうか。

